

半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社ミクシィ

(941911)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【業績等の概要】	4
2 【生産、受注及び販売の状況】	5
3 【対処すべき課題】	5
4 【経営上の重要な契約等】	5
5 【研究開発活動】	5
第3 【設備の状況】	6
1 【主要な設備の状況】	6
2 【設備の新設、除却等の計画】	6
第4 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
(1) 【株式の総数等】	7
① 【株式の総数】	7
② 【発行済株式】	7
(2) 【新株予約権等の状況】	8
(3) 【ライツプランの内容】	16
(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	16
(5) 【大株主の状況】	16
(6) 【議決権の状況】	17
① 【発行済株式】	17
2 【株価の推移】	17
【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】	17
3 【役員の状況】	17
第5 【経理の状況】	18
【中間財務諸表等】	19
(1) 【中間財務諸表】	19
① 【中間貸借対照表】	19
② 【中間損益計算書】	21

③ 【中間株主資本等変動計算書】	22
④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】	23
(2) 【その他】	36
第6 【提出会社の参考情報】	37
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	38
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月20日
【中間会計期間】	第9期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	株式会社ミクシィ
【英訳名】	mixi, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 笠原 健治
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号 住友不動産原宿ビル
【電話番号】	（03）5738－5900（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部管掌 小割 洋一
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号 住友不動産原宿ビル
【電話番号】	（03）5738－5900（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部管掌 小割 洋一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
会計期間	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日
売上高 (千円)	—	1,947,934	4,620,876	1,893,452	5,247,388
経常利益 (千円)	—	843,360	1,821,505	912,361	2,147,410
中間（当期）純利益 (千円)	—	440,565	982,388	576,287	1,118,099
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	—	3,307,875	3,680,175	64,200	3,679,550
発行済株式総数 (株)	—	71,100	149,250	66,000	74,600
純資産額 (千円)	—	7,697,824	10,102,346	769,908	9,118,708
総資産額 (千円)	—	8,328,513	11,514,152	1,338,896	10,295,709
1株当たり純資産額 (円)	—	108,267.57	67,687.41	11,665.28	122,234.70
1株当たり中間（当期）純利益金額 (円)	—	6,627.82	6,583.32	8,731.63	16,094.05
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額 (円)	—	6,018.57	6,324.10	—	14,820.91
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	92.4	87.7	57.5	88.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	369,954	990,179	594,305	1,319,945
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△195,751	△754,743	△108,851	△2,995,336
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	6,464,313	1,250	—	7,204,712
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高 (千円)	—	7,349,501	6,476,994	710,985	6,240,307
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	— (—)	60 (35)	127 (75)	39 (18)	79 (45)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。また、第8期の中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等（消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。）は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第7期においては、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場かつ非登録のため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 平成17年9月27日付で1株につき5株の株式分割をしております。また、平成19年7月1日付で1株につき2株の株式分割をしております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数（人）	127(75)
---------	---------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員、人材会社からの派遣社員を含む）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 従業員数が当中間会計期間において48名増加しておりますが、これは業容拡大に伴う新規採用であります。

(2) 労働組合の状況

当社には労働組合はありませんが労使関係は良好であり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国の経済は、企業収益の改善、民間設備投資及び個人消費も底堅い動きを見せ始めるなど、引き続き景気は拡大いたしました。また、内閣府の9月の月例経済報告によると、「景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、回復している。」としており、今後においても「先行きについては、企業部門の好調さが持続し、これが家計部門へ波及し国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれる。」としております。

インターネット関連業界におきましては、引き続きソーシャル・ネットワーキング サービス（以下、「SNS」という。）が普及し、また、モバイルでのインターネットサービスが成長いたしました。

このような環境のもと、当社ではインターネットメディア事業及びインターネット求人広告事業の販売が順調に推移し、当中間会計期間の売上高は4,620,876千円（前年同期比137.2%増加）となりました。営業利益は1,813,999千円（前年同期比106.2%増加）、経常利益は1,821,505千円（前年同期比116.0%増加）、中間純利益は982,388千円（前年同期比123.0%増加）となりました。

事業別の業績は以下のとおりであります。

①インターネットメディア事業

当事業においては、「mixi」の機能向上及びモバイルサイトのデザインリニューアルにより、ユーザー数は平成19年5月20日に1,000万人を突破し、平成19年9月30日現在で約1,190万人、月間ページビュー（以下、「PV」という。）はパソコン経由が約59億PV、携帯電話経由が約63億PVとなりました。また、より広告効果の高いターゲティング広告やSNS機能を活用したタイアップ広告及びモバイル広告の販売が好調で、順調に広告価値の増大を図って参りました。

この結果、当中間会計期間の売上高は3,940,316千円（前年同期比207.4%増加）となりました。また、売上高のうち広告売上高は3,646,212千円（前年同期比225.4%増加）、プレミアム会員料金による売上高は294,103千円（前年同期比82.2%増加）となっております。

②インターネット求人広告事業

当事業におきましては、IT系の求人情報に特化することにより他社との差別化を図ること及び自社媒体である「mixi」を活用することによる、高い広告宣伝効果と広告宣伝費の抑制により利益率を確保しながら収益の拡大を目指して参りました。

この結果、当中間会計期間の売上高は680,559千円（前年同期比2.2%増加）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前事業年度末と比較して236,686千円の増加となり、残高は6,476,994千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において営業活動により得られた資金は990,179千円となりました。これは主に、法人税等の支払額787,765千円による減少があったものの、税引前中間純利益が1,818,037千円となり増加したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において投資活動により使用した資金は754,743千円となりました。これは主に、本社移転に伴う固定資産の取得等の支払い433,754千円及び本社ビルの敷金の支払い254,069千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において財務活動により得られた資金は1,250千円となりました。これは、新株予約権の行使によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の主たる事業は、インターネットを利用したサービスの提供であり、提供するサービスには生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注状況

当社では概ね受注から役務提供の開始までの期間が短いため、受注状況に関する記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	
	販売高（千円）	前年同期比（％）
インターネットメディア事業	3,940,316	307.4
インターネット求人広告事業	680,559	102.2
合計	4,620,876	237.2

（注） 上記の金額に、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、本社ビルの移転を行いました。主要な設備は、以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	無形固定 資産 (千円)	敷金 保証金 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	本社設備等	164,327	90,143	8,211	508,139	770,821	127 (75)

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	528,000
計	528,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行 数（株） （平成19年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成19年12月20日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	149,250	149,858	東京証券取引所 （マザーズ）	—
計	149,250	149,858	—	—

（注） 「提出日現在発行数」の欄には、平成19年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

① 平成16年2月6日臨時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	8	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,600	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年3月1日 至 平成26年2月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員又は顧問であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株の100分の1未満の株式は切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後払込金額＝調整前払込金額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

3. 当社が新株予約権発行後、払込金額を下回る価格で新株を発行（新株予約権の権利行使の場合を含まない）又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において、既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分自己株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$$

4. 平成16年2月19日開催の取締役会決議により平成16年3月17日付で1株を10株に株式分割を行い、平成17年1月19日開催の取締役会決議により平成17年2月28日付で1株を2株に分割、平成17年9月2日開催の取締役会決議により平成17年9月27日付で1株を5株に分割、平成19年5月10日開催の取締役会決議により平成19年7月1日付で1株を2株に分割しております。これにより、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

② 平成17年1月31日臨時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	196	145
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,960	1,450
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年2月1日 至 平成26年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員又は顧問であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株の100分の1未満の株式は切り捨てるとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 当社が平成17年1月31日株主総会決議後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後払込金額＝調整前払込金額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

3. 当社が平成17年1月31日株主総会決議後、払込金額を下回る価格で新株を発行（新株予約権の権利行使の場合を含まない）又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

調整後払込金額＝調整前払込金額× $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分自己株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$

4. 平成17年9月2日開催の取締役会決議により平成17年9月27日付で1株を5株に分割、平成19年5月10日開催の取締役会決議により平成19年7月1日付で1株を2株に分割しております。これにより、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

③ 平成17年1月31日臨時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	1	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10	—
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,000	—
新株予約権の行使期間	自 平成19年2月1日 至 平成26年12月31日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500	—
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員、顧問又は外部協力者であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。	—
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株の100分の1未満の株式は切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 当社が平成17年1月31日株主総会決議後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後払込金額＝調整前払込金額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

3. 当社が平成17年1月31日株主総会決議後、払込金額を下回る価格で新株を発行（新株予約権の権利行使の場合を含まない）又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{処分自己株式数} \text{又は} \text{処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は} \text{処分自己株式数}}$$

4. 平成17年9月2日開催の取締役会決議により平成17年9月27日付で1株を5株に分割、平成19年5月10日開催の取締役会決議により平成19年7月1日付で1株を2株に分割しております。これにより、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

④ 平成17年10月21日臨時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,225	1,191
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,450	2,382
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年11月1日 至 平成27年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員又は顧問であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株の100分の1未満の株式は切り捨てるとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後払込金額＝調整前払込金額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

3. 当社が新株予約権発行後、払込金額を下回る価格で新株を発行（新株予約権の権利行使の場合を含まない）又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は} \times \frac{1 \text{株当たり払込金額}}{\text{処分自己株式数}} \text{又は処分価額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$$

4. 平成19年5月10日開催の取締役会決議により平成19年7月1日付で1株を2株に分割しております。これにより、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

⑤ 平成17年10月21日臨時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	70	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140	120
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年11月1日 至 平成27年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員又は顧問であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株の100分の1未満の株式は切り捨てるとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後払込金額＝調整前払込金額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

3. 当社が新株予約権発行後、払込金額を下回る価格で新株を発行（新株予約権の権利行使の場合を含まない）又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は} \times \frac{1 \text{株当たり払込金額}}{\text{処分自己株式数}} \text{又は処分価額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$$

4. 平成19年5月10日開催の取締役会決議により平成19年7月1日付で1株を2株に分割しております。これにより、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

⑥ 平成18年1月11日臨時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	25	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年2月1日 至 平成27年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員、顧問又は外部協力者であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株の100分の1未満の株式は切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後払込金額＝調整前払込金額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

3. 当社が新株予約権発行後、払込金額を下回る価格で新株を発行(新株予約権の権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{処分自己株式数} \text{又は} \text{処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は} \text{処分自己株式数}}$$

4. 平成19年5月10日開催の取締役会決議により平成19年7月1日付で1株を2株に分割しております。これにより、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

⑦ 平成18年 4月28日臨時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成19年 9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	51	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	102	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	125,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年 5月 1 日 至 平成28年 3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 125,000 資本組入額 62,500	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員又は顧問であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株の100分の1未満の株式は切り捨てるとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後払込金額＝調整前払込金額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

3. 当社が新株予約権発行後、払込金額を下回る価格で新株を発行（新株予約権の権利行使の場合を含まない）又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は} \times \frac{1 \text{株当たり払込金額}}{\text{処分自己株式数}} \text{又は処分価額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$$

4. 平成19年 5月10日開催の取締役会決議により平成19年 7月 1 日付で1株を2株に分割しております。これにより、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

⑧ 平成18年 4月28日臨時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成19年 9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	5	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	125,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年 5月 1 日 至 平成28年 3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 125,000 資本組入額 62,500	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、従業員、顧問又は外部協力者であることを要する。 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株の100分の1未満の株式は切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後払込金額＝調整前払込金額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

3. 当社が新株予約権発行後、払込金額を下回る価格で新株を発行(新株予約権の権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{処分自己株式数} \text{又は} \text{処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は} \text{処分自己株式数}}$$

4. 平成19年 5月10日開催の取締役会決議により平成19年 7月 1日付で1株を2株に分割しております。これにより、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成19年4月1日～ 平成19年6月30日 (注) 1	10	74,610	250	3,679,800	250	3,649,800
平成19年7月1日 (注) 2	74,610	149,220	—	3,679,800	—	3,649,800
平成19年7月1日～ 平成19年9月30日 (注) 3	30	149,250	375	3,680,175	375	3,650,175

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 株式分割 (1 : 2) によるものであります。

3. 新株予約権の行使による増加であります。

4. 平成19年10月1日から平成19年11月30日までに、新株予約権の行使により、発行済株式総数が608株、資本金及び資本準備金がそれぞれ8,700千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
笠原 健治	東京都渋谷区	90,700	60.77
ngi capital株式会社	東京都東京都港区赤坂2丁目17-22	9,200	6.16
ネットエイジキャピタルパート ナーズI	東京都東京都港区赤坂2丁目17-22	4,908	3.28
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	4,093	2.74
指定単受託者三井アセット信託 銀行株式会社 (1口常任代理人 日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社)	東京都中央区晴海1丁目8-11	2,800	1.87
クレジットスイスファーストボ ストンヨーロッパビービーセク アイエヌティノントリーティク ライアント (常任代理人シティ バンク銀行株式会社)	東京都品川区東品川2丁目3-14	2,343	1.56
ゴールドマンサックスインター ナショナル (常任代理人ゴール ドマン・サックス証券株式会 社)	東京都港区六本木6丁目10-1	2,147	1.43
衛藤 バタラ	東京都港区	2,000	1.34
小割 洋一	東京都渋谷区	1,800	1.20
塚田 寛一	東京都渋谷区	1,540	1.03
計	—	121,531	81.43

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 149,250	149,250	—
端株	—	—	—
発行済株式総数	149,250	—	—
総株主の議決権	—	149,250	—

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	1,950,000	1,750,000	2,000,000 □ 983,000	983,000	895,000	1,020,000
最低（円）	1,610,000	1,350,000	1,590,000 □ 861,000	781,000	711,000	736,000

（注）1、最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

2、□印は、株式分割（平成19年7月1日、1株→2株）による権利落後の最高・最低株価を示しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

3．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

		前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		7,349,501		6,476,994		6,240,307	
2. 売掛金		542,189		1,132,281		963,344	
3. 有価証券		—		1,998,757		1,998,730	
4. 前渡金		8,160		3,513		1,767	
5. 前払費用		15,782		64,097		30,593	
6. 繰延税金資産		31,712		77,579		66,452	
7. その他		147		8,701		21	
貸倒引当金		△9,759		△14,493		△16,023	
流動資産合計		7,937,734	95.3	9,747,431	84.7	9,285,193	90.2
II 固定資産	※1						
1. 有形固定資産							
(1)建物		18,275		160,886		2,665	
(2)工具、器具及び備品		237,373		869,895		584,214	
(3)建設仮勘定		39,241		—		—	
有形固定資産合計		294,890	3.6	1,030,781	8.9	586,879	5.7
2. 無形固定資産		18,759	0.2	130,472	1.1	61,463	0.6
3. 投資その他の資産							
(1)敷金保証金		77,128		602,410		348,341	
(2)繰延税金資産		—		—		13,631	
(3)その他		1,564		5,565		1,454	
貸倒引当金		△1,564		△2,509		△1,254	
投資その他の資産合計		77,128	0.9	605,466	5.3	362,172	3.5
固定資産合計		390,779	4.7	1,766,720	15.3	1,010,515	9.8
資産合計		8,328,513	100.0	11,514,152	100.0	10,295,709	100.0

		前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)		金額 (千円)	
			構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 未払金		209,613		455,624		271,893	
2. 未払費用		1,925		7,015		1,925	
3. 未払法人税等		366,122		847,902		810,007	
4. 未払消費税等	※2	33,941		51,149		68,685	
5. 前受金		601		741		645	
6. 預り金		18,485		28,200		23,843	
7. 賞与引当金		—		21,170		—	
流動負債合計		630,689	7.6	1,411,805	12.3	1,177,000	11.4
負債合計		630,689	7.6	1,411,805	12.3	1,177,000	11.4
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		3,307,875	39.7	3,680,175	31.9	3,679,550	35.7
2. 資本剰余金							
(1)資本準備金		3,277,875		3,650,175		3,649,550	
資本剰余金合計		3,277,875	39.4	3,650,175	31.7	3,649,550	35.5
3. 利益剰余金							
(1)その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		1,112,074		2,771,996		1,789,608	
利益剰余金合計		1,112,074	13.3	2,771,996	24.1	1,789,608	17.4
株主資本合計		7,697,824	92.4	10,102,346	87.7	9,118,708	88.6
純資産合計		7,697,824	92.4	10,102,346	87.7	9,118,708	88.6
負債純資産合計		8,328,513	100.0	11,514,152	100.0	10,295,709	100.0

②【中間損益計算書】

		前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)			当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)			前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
I 売上高	※1		1,947,934	100.0		4,620,876	100.0		5,247,388	100.0
II 売上原価			189,063	9.7		359,131	7.8		508,951	9.7
売上総利益			1,758,871	90.3		4,261,744	92.2		4,738,437	90.3
III 販売費及び一般管理費			879,034	45.1		2,447,745	53.0		2,553,719	48.7
営業利益			879,837	45.2		1,813,999	39.2		2,184,718	41.6
IV 営業外収益			240	0.0		7,555	0.2		2,936	0.1
V 営業外費用			36,717	1.9		49	0.0		40,244	0.8
経常利益			843,360	43.3		1,821,505	39.4		2,147,410	40.9
VI 特別利益			—	—		123	0.0		—	—
VII 特別損失		※2		40,917	2.1		3,591	0.1		74,417
税引前中間 (当期) 純利益			802,443	41.2		1,818,037	39.3		2,072,993	39.5
法人税、住民税及び 事業税		353,518			833,144			994,906		
法人税等調整額		8,358	361,877	18.6	2,503	835,648	18.1	△40,012	954,893	18.2
中間 (当期) 純利益			440,565	22.6		982,388	21.2		1,118,099	21.3

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高 (千円)	64,200	34,200	671,508	769,908	769,908
中間会計期間中の変動額					
新株の発行	3,243,675	3,243,675		6,487,350	6,487,350
中間純利益			440,565	440,565	440,565
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	3,243,675	3,243,675	440,565	6,927,915	6,927,915
平成18年9月30日残高 (千円)	3,307,875	3,277,875	1,112,074	7,697,824	7,697,824

当中間会計期間（自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
平成19年3月31日残高 (千円)	3,679,550	3,649,550	1,789,608	9,118,708	9,118,708
中間会計期間中の変動額					
新株の発行	625	625		1,250	1,250
中間純利益			982,388	982,388	982,388
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	625	625	982,388	983,638	983,638
平成19年9月30日残高 (千円)	3,680,175	3,650,175	2,771,996	10,102,346	10,102,346

前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高 (千円)	64,200	34,200	671,508	769,908	769,908
事業年度中の変動額					
新株の発行	3,615,350	3,615,350		7,230,700	7,230,700
当期純利益			1,118,099	1,118,099	1,118,099
事業年度中の変動額合計 (千円)	3,615,350	3,615,350	1,118,099	8,348,799	8,348,799
平成19年3月31日残高 (千円)	3,679,550	3,649,550	1,789,608	9,118,708	9,118,708

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税引前中間 (当期) 純利益		802,443	1,818,037	2,072,993
減価償却費		39,300	167,880	151,332
臨時償却費		—	—	33,499
貸倒引当金の増加額 又は減少額(△)		1,953	△275	7,908
賞与引当金の増加額		—	21,170	—
受取利息		—	△6,096	△2,180
株式交付費		23,036	—	25,987
固定資産除却損		40,917	3,591	40,917
売上債権の増加額		△205,585	△168,936	△626,739
未払金の増加額又は 減少額(△)		71,992	△4,261	205,175
未払消費税等の増加 額又は減少額(△)		△13,294	△17,536	21,450
その他		△1,048	△36,483	△7,789
小計		759,715	1,777,089	1,922,554
利息の受取額		25	855	279
法人税等の支払額		△389,786	△787,765	△602,888
営業活動による キャッシュ・フロー		369,954	990,179	1,319,945

		前中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得 による支出		△155,645	△433,754	△627,281
無形固定資産の取得 による支出		△22,963	△71,918	△82,798
有価証券の取得によ る支出		—	△3,995,000	△2,996,900
有価証券の償還によ る収入		—	4,000,000	1,000,000
敷金保証金の差入れ による支出		△17,143	△254,069	△288,356
投資活動による キャッシュ・フロー		△195,751	△754,743	△2,995,336
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
株式発行による収入		6,464,313	1,250	7,204,712
財務活動による キャッシュ・フロー		6,464,313	1,250	7,204,712
IV 現金及び現金同等物に 係る換算差額		—	—	—
V 現金及び現金同等物の 増加額		6,638,516	236,686	5,529,322
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		710,985	6,240,307	710,985
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		7,349,501	6,476,994	6,240,307

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	-----	(1) 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しております。	(1) 有価証券 満期保有目的の債券 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～15年 工具、器具及び備品 3～10年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～50年 工具、器具及び備品 3～20年 (会計方針の変更) 法人税法改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ11,728千円減少しております。 (追加情報) 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上する方法を採用しております。 これに伴う損益への影響はありません。 (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～15年 工具、器具及び備品 3～20年 (2) 無形固定資産 同左
3. 繰延資産の処理方法	(1) 株式交付費 発生時に全額費用処理しております。	-----	(1) 株式交付費 発生時に全額費用処理しております。

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。 -----	(1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。 (追加情報) 従来、従業員賞与については、「未払金」として計上していましたが、従業員の評価実施期間を延長したことにより、従業員への賞与支給額が確定しないため、当中間会計期間より支給見込額を「賞与引当金」として計上しております。	(1)貸倒引当金 同左 -----
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6. 中間キャッシュ・フロー計算書（キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	(1) 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	(1) 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左	(1) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左
7. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	(1)消費税等の会計処理 同左	(1)消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は7,697,824千円であります。 また、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。	-----	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は9,118,708千円であります。 また、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
-----	(中間キャッシュ・フロー計算書) 営業活動によるキャッシュ・フローの「受取利息」は、前中間会計期間は「その他」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため区分掲記しております。 なお、前中間会計期間の「その他」に含まれている「受取利息」は31千円であります。

追加情報

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示方法) 当社は、平成18年9月14日付の東京証券取引所マザーズ市場上場による増資に伴い資本金が1億円超となったため、外形標準課税の適用を受けることとなりました。そのため、当中間会計期間から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い、法人事業税の付加価値割及び資本割12,681千円については、販売費及び一般管理費に計上しております。この結果、販売費及び一般管理費が12,681千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益がそれぞれ同額減少しております。	-----	(法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示方法) 当社は、平成18年9月14日付の東京証券取引所マザーズ市場上場による増資に伴い資本金が1億円超となったため、外形標準課税の適用を受けることとなりました。そのため、当事業年度から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い、法人事業税の付加価値割及び資本割28,344千円については、販売費及び一般管理費に計上しております。 この結果、販売費及び一般管理費が28,344千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ同額減少しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年 9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年 9月30日)	前事業年度末 (平成19年 3月31日)
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額 75,292千円	※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額 318,310千円	※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額 213,967千円
※ 2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	※ 2. 消費税等の取扱い 同左	※ 2. -----

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
※ 1. 営業外費用のうち主要なもの 株式交付費 23,036千円 株式公開費用 13,680千円	※ 1. -----	※ 1. 営業外費用のうち主要なもの 株式交付費 25,987千円 株式公開費用 14,257千円
※ 2. 特別損失のうち主要なもの 固定資産除却損 40,917千円	※ 2. 特別損失のうち主要なもの 固定資産除却損 3,591千円	※ 2. 特別損失のうち主要なもの 固定資産除却損 40,917千円 臨時償却費 33,499千円
3. 減価償却実施額 有形固定資産 38,296千円 無形固定資産 1,004千円	3. 減価償却実施額 有形固定資産 159,104千円 無形固定資産 8,775千円	3. 減価償却実施額 有形固定資産 143,472千円 無形固定資産 7,860千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間（自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加株式数 (株)	当中間会計期間減少株式数 (株)	当中間会計期間末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	66,000	5,100	—	71,100
合計	66,000	5,100	—	71,100

(変動事由の概要)

増加数の内容は以下のとおりであります。

公募増資による増加 4,500 株
 ストック・オプション行使による増加 600 株

2. 新株予約権に関する事項

会社法施行日前に付与されたストック・オプションであるため、残高はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加株式数 (株)	当中間会計期間減少株式数 (株)	当中間会計期間末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	74,600	74,650	—	149,250
合計	74,600	74,650	—	149,250

(変動事由の概要)

増加数の内容は以下のとおりであります。

株式分割による増加 74,610 株
 ストック・オプション行使による増加 40 株

2. 新株予約権に関する事項

会社法施行日前に付与されたストック・オプションであるため、残高はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

前事業年度（自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	66,000	8,600	—	74,600
合計	66,000	8,600	—	74,600

(変動事由の概要)

増加数の内容は以下のとおりであります。

公募増資による増加 4,500 株
 オーバーアロットメントによる売出しによる増加 500 株
 ストック・オプション行使による増加 3,600 株

2. 新株予約権に関する事項

会社法施行日前に付与されたストック・オプションであるため、残高はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年9月30日現在) 現金及び預金勘定 <u>7,349,501千円</u> 現金及び現金同等物 <u>7,349,501千円</u>	1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年9月30日現在) 現金及び預金勘定 <u>6,476,994千円</u> 現金及び現金同等物 <u>6,476,994千円</u>	1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在) 現金及び預金勘定 <u>6,240,307千円</u> 現金及び現金同等物 <u>6,240,307千円</u>

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
内容の重要性が乏しく、また契約の一件当たりの金額が少額のため、中間財務諸表等規則第5条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により、記載を省略しております。	同左	内容の重要性が乏しく、また契約の一件当たりの金額が少額のため、財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により、記載を省略しております。

(有価証券関係)

前中間会計期間末（平成18年9月30日現在）

当社は有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

当中間会計期間末（平成19年9月30日現在）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
国債・地方債等	1,998,757	1,998,500	△257
合計	1,998,757	1,998,500	△257

前事業年度末（平成19年3月31日現在）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
国債・地方債等	1,998,730	1,998,300	△430
合計	1,998,730	1,998,300	△430

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間末 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度末 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左	同左

(ストック・オプション等関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)

1. 当中間会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成18年 ストック・オプション②	平成18年 ストック・オプション③
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 22名	当社外部協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 54株	普通株式 5株
付与日	平成18年 4月28日	平成18年 4月28日
権利確定条件	確定条件は付されていません	確定条件は付されていません
対象勤務期間	対象勤務期間はありません	対象勤務期間はありません
権利行使期間	平成20年 5月 1日から 平成28年 3月31日まで	平成20年 5月 1日から 平成28年 3月31日まで
権利行使価格 (円)	250,000	250,000
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)

該当事項はありません。

前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)

1. 当事業年度において存在したストック・オプションの内容

	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション①	平成17年 ストック・オプション②
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 3名 当社顧問 1名	当社従業員 22名	当社監査役 1名 当社外部協力者 6名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 4,000株	普通株式 1,375株	普通株式 100株
付与日	平成16年 2月19日	平成17年 3月16日	平成17年 3月16日
権利確定条件	確定条件は付されていません	確定条件は付されていません	確定条件は付されていません
対象勤務期間	対象期間はありません	対象期間はありません	対象期間はありません
権利行使期間	平成18年 3月 1日から 平成26年 2月22日まで	平成19年 2月 1日から 平成26年12月31日まで	平成19年 2月 1日から 平成26年12月31日まで
権利行使価格 (円)	1,000	50,000	50,000
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	平成17年 ストック・オプション③	平成17年 ストック・オプション④	平成18年 ストック・オプション①
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 28名	当社監査役 1名 当社外部協力者 2名	当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 1,250株	普通株式 70株	普通株式 25株
付与日	平成17年10月21日	平成17年10月21日	平成18年 1月18日
権利確定条件	確定条件は付されていません	確定条件は付されていません	確定条件は付されていません
対象勤務期間	対象期間はありません	対象期間はありません	対象期間はありません
権利行使期間	平成19年11月 1日から 平成27年 9月30日まで	平成19年11月 1日から 平成27年 9月30日まで	平成20年 2月 1日から 平成27年12月31日まで
権利行使価格 (円)	100,000	100,000	100,000
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	平成18年 ストック・オプション②	平成18年 ストック・オプション③
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 22名	当社外部協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 54株	普通株式 5株
付与日	平成18年4月28日	平成18年4月28日
権利確定条件	確定条件は付されていません	確定条件は付されていません
対象勤務期間	対象勤務期間はありません	対象勤務期間はありません
権利行使期間	平成20年5月1日から 平成28年3月31日まで	平成20年5月1日から 平成28年3月31日まで
権利行使価格（円）	250,000	250,000
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

（持分法損益等）

前中間会計期間 （自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）	当中間会計期間 （自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）	前事業年度 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
当社には、関連会社が存在しないため、該当事項はありません。	同左	同左

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)									
1株当たり純資産額	108,267円57銭	1株当たり純資産額	67,687円41銭	1株当たり純資産額	122,234円70銭								
1株当たり中間純利益金額	6,627円82銭	1株当たり中間純利益金額	6,583円32銭	1株当たり当期純利益金額	16,094円05銭								
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	6,018円57銭	潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	6,324円10銭	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	14,820円91銭								
		当社は、平成19年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。 なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報については、それぞれ以下のとおりとなります。											
		<table><tr><th>前中間会計期間</th><th>前事業年度</th></tr><tr><td>1株当たり純資産額 54,133円79銭</td><td>1株当たり純資産額 61,117円35銭</td></tr><tr><td>1株当たり中間純利益金額 3,313円91銭</td><td>1株当たり当期純利益金額 8,047円02銭</td></tr><tr><td>潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 3,009円29銭</td><td>潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 7,410円45銭</td></tr></table>		前中間会計期間	前事業年度	1株当たり純資産額 54,133円79銭	1株当たり純資産額 61,117円35銭	1株当たり中間純利益金額 3,313円91銭	1株当たり当期純利益金額 8,047円02銭	潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 3,009円29銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 7,410円45銭		
前中間会計期間	前事業年度												
1株当たり純資産額 54,133円79銭	1株当たり純資産額 61,117円35銭												
1株当たり中間純利益金額 3,313円91銭	1株当たり当期純利益金額 8,047円02銭												
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 3,009円29銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 7,410円45銭												

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(千円)	440,565	982,388	1,118,099
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(千円)	440,565	982,388	1,118,099
期中平均株式数(株)	66,472	149,244	69,473
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(千円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	6,729	6,116	5,967
(うち新株予約権)	(6,729)	(6,116)	(5,967)

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
売出し（オーバーアロットメントによる売出し）に関連して行う第三者割当による新株式発行 当社では、株式会社東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う新株式発行及び株式売出しに関連し、当社株主から当社普通株式を借受けた大和証券エスエムビーシー株式会社が売出人となり、普通株式500株のオーバーアロットメントによる売出しを行いました。これに関連して、平成18年8月14日及び平成18年8月25日開催の取締役会決議により、下記のとおり大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先とする新株式の発行を行いました。この結果、平成18年10月13日付で資本金は3,668,250千円、発行済株式の総数は71,600株となりました。 発行新株式数 普通株式 500株 発行価額 1株につき1,441,500円 資本組入額 1株につき720,750円 発行価額の総額 720,750,000円 資本組入額の総額 360,375,000円 割当先 大和証券エスエムビーシー株式会社 申込期日 平成18年9月12日 払込期日 平成18年10月13日 資金使途 サービス強化のためのシステム開発及び会員数・アクセス数増加に伴うサービス用サーバー設備等の増設、事業体制の拡大に伴う事業所拡充に係る設備投資として充当する予定であります。	-----	(株式分割) 当社は、平成19年5月10日開催の取締役会において、次のように株式の分割を行うことを決議いたしました。 (1) 株式分割の目的 1株当たり投資金額を引き下げ、株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的とする。 (2) 株式分割の概要 平成19年7月1日をもって、次のとおり普通株式1株を2株に分割する。 ①分割の方法 平成19年6月30日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を1株につき2株の割合をもって分割する。 ②分割により増加する株式数 普通株式とし、平成19年6月30日最終の発行済株式総数と同じ株式数とする。 (3) 株式分割の日程 株式分割基準日 平成19年6月30日 効力発生日 平成19年7月1日 (4) 1株当たり情報に及ぼす影響 当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報 1株当たり純資産額 5,832円64銭 1株当たり当期純利益 4,365円82銭 当該株式分割が当期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報 1株当たり純資産額 61,117円35銭 1株当たり当期純利益 8,047円02銭 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 7,410円45銭

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第8期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）平成19年6月28日関東財務局長に提出

(2) 臨時報告書

平成19年4月19日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項12号（財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。

(3) 有価証券報告書の訂正報告書

平成19年11月9日関東財務局長に提出。

事業年度（第8期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月15日

株式会社 ミ ク シ ャ

取締役会 御中

監査法人 ト ー マ ツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 笹井 和廣 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 原田 誠司 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミクシヤの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析の手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ミクシヤの平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年8月14日及び平成18年8月25日開催の取締役会決議に基づき、平成18年10月13日を払込期日とするオーバーアロットメントによる株式の売出しに関連する第三者割当による新株発行を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月13日

株式会社 ミ ク シ ャ

取締役会 御中

監査法人 ト ー マ ツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 笹井 和廣 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 原田 誠司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミクシヤの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ミクシヤの平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。